

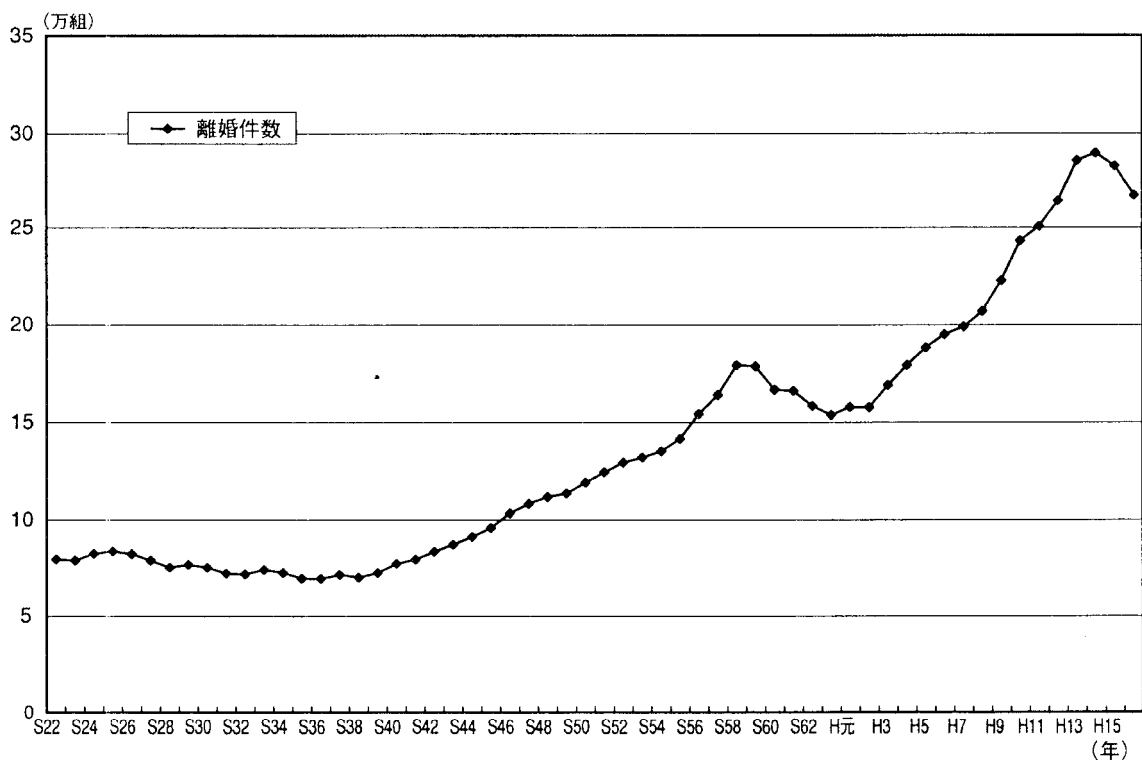
第1章

母子家庭をめぐる 状況

1 急増する母子家庭等

我が国の年間離婚件数は、昭和39（1964）年以降毎年増加し、昭和58（1983）年をピークに減少したが、平成3（1991）年から再び増加し、平成14（2002）年には、約29万組となり、過去最高となった。平成15（2003）年は28万4千組と減少に転じ、平成16（2004）年は約26万7千組と推計されており、平成15（2003）年よりさらに減少するものと見込まれている（厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」図表1-1-1）。家庭裁判所における婚姻関係事件では、申立て（68,296件）の動機として多いものは、性格が合わない（32,903件、48.2%）、異性関係（17,118件、25.1%）、暴力を振るう（15,684件、23.0%）である（最高裁判所「司法統計年報」（平成15年）、申立ての動機は、申立人の言う動機のうち主なものを3個まで挙げる方法で調査し、重複集計したものの）。

図表1-1-1 離婚件数の推移



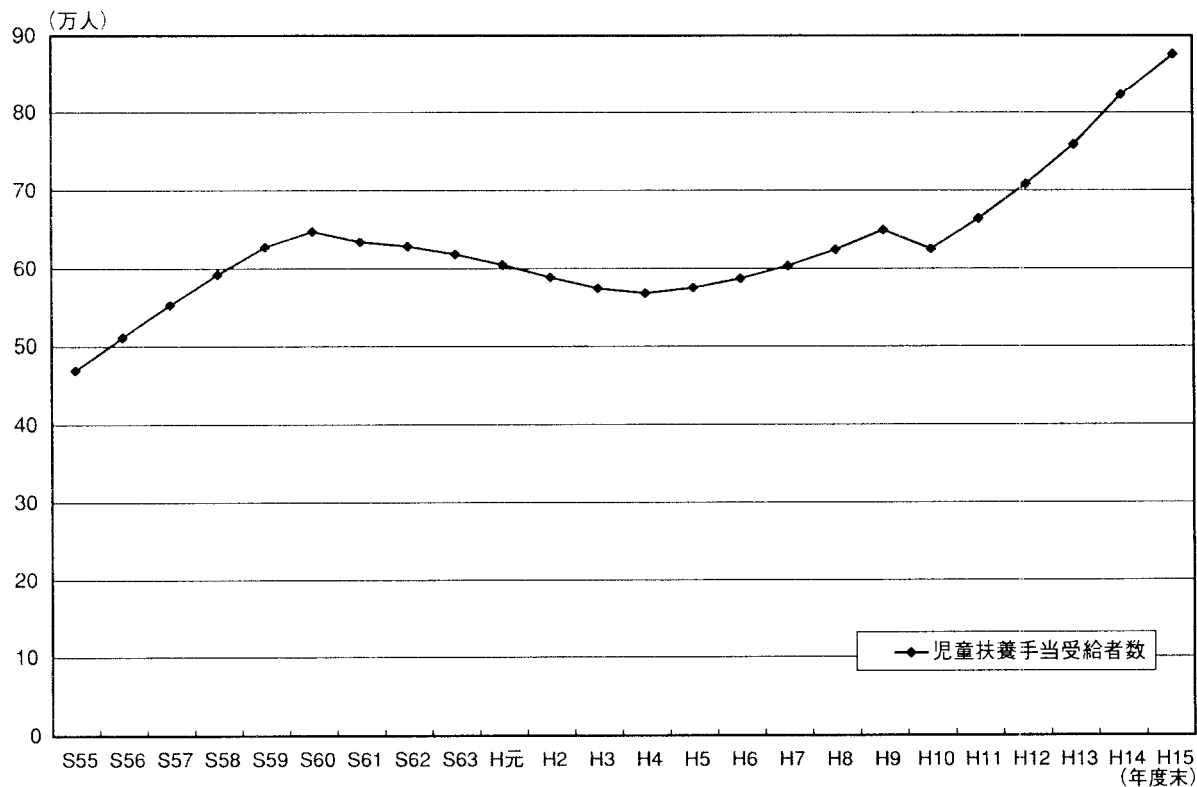
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」
 (注)平成16年は推計値である。

母子世帯数をみると、平成15（2003）年現在であるが1,225,400世帯と、5年前の954,900世帯に対し、28.3%の増加となっている。母子世帯となった理由は、離婚（79.9%）、死別（12.0%）、未婚時の出産（5.8%）等である。また、母子世帯の母の平均年齢は39.1歳と5年前の40.9歳と比べて1.8歳、末子の平均年齢は10.2歳と、5年前の10.9歳と比べ0.7歳、母子とも平均年齢が低下している（厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」）。

母子家庭の増加により、児童扶養手当（第4章第1節参照）の受給者数も増加しており、平

成12（2000）年度末708,395人、平成13（2001）年度末759,197人、平成14（2002）年度末822,958人、平成15（2003）年度末871,161人（厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」図表1-1-2）であり、平成17（2005）年1月末現在では、932,656人である（厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」）。

図表1-1-2 児童扶養手当受給者数の推移



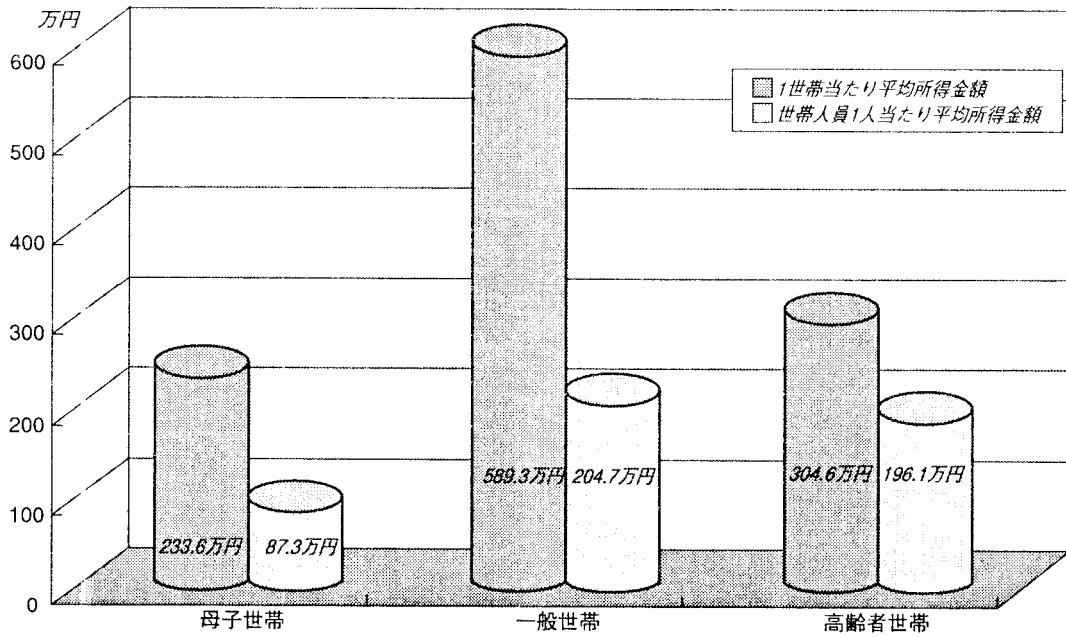
2

母子家庭の収入の状況等

母子家庭の1世帯当たり平均所得金額は、233万6千円であり、世帯人員1人当たり平均所得金額は87万3千円である。

一般世帯の1世帯当たり平均所得金額589万3千円、世帯人員1人当たり平均所得金額204万7千円、高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額304万6千円、世帯人員1人当たり平均所得金額196万1千円に比べ低い水準にとどまっている（厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成15年）図表1-1-3）。

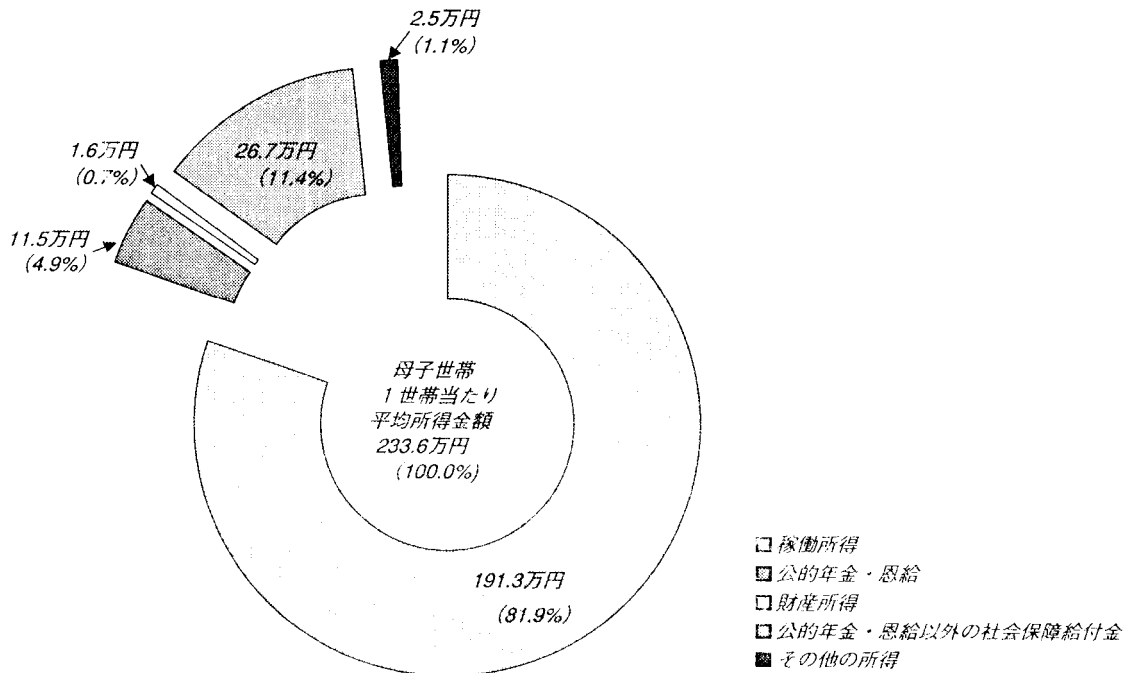
図表1-1-3 1世帯当たり平均所得金額及び世帯人員1人当たり平均所得金額



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成15年）
 (注) 1. 「一般世帯」とは、「母子世帯」及び「高齢者世帯」を含む全世帯の数値である。
 2. 「母子世帯」は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。

母子家庭1世帯当たりの平均所得（233.6万円）の内訳をみると、その81.9%は「稼働所得」（191.3万円）であり、11.4%は公的年金・恩給以外の社会保障給付金であり、この公的年金・恩給以外の社会保障給付金の中には児童扶養手当も含まれている（厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成15年）図表1-1-4）。

図表1-1-4 母子家庭の所得構成



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成15年）
 (注) 「母子世帯」は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。

母子家庭の母の83.0%が就業しており、就業している者のうち常用雇用者が39.2%、臨時・パートは49.0%となっている。

また、母子世帯の母で不就業の者のうち、「就職したい」とする者が86.2%と、5年前の73.1%と比べ就業意欲が高い者の割合が増加している（厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」（平成15年））。

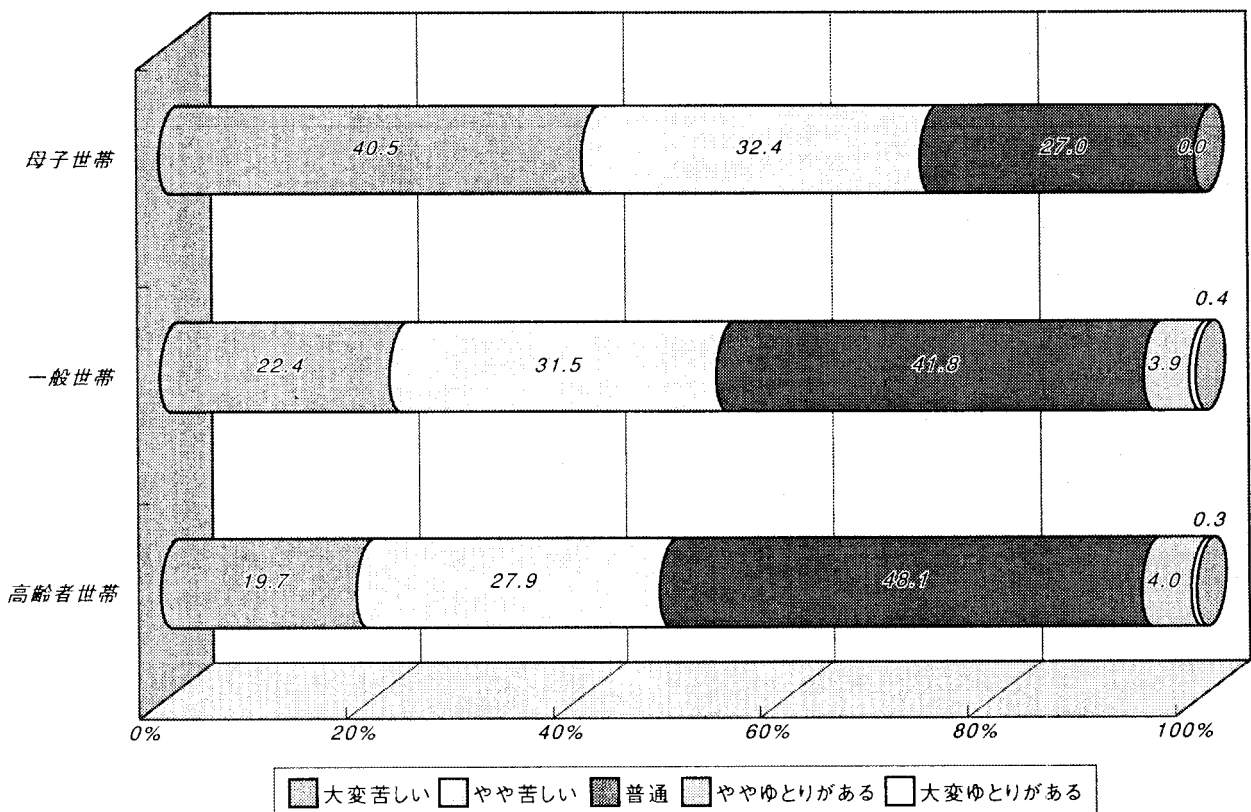
平成16（2004）年における母子世帯の完全失業率は8.9%（平成15年8.9%）と前年と同率となり、一般世帯の完全失業率4.7%に比べ高い水準になっている（総務省統計局「労働力調査」）。

3 暮らし向きについての意識

現在の暮らしについて、総合的にみてどのように感じているかをみると、「大変苦しい」（40.5%）と「やや苦しい」（32.4%）をあわせると73.0%、「普通」が27.0%である。

一般世帯や高齢者世帯と比べ、苦しいと感じている者の比率が高い（厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成15年）図表1-1-5）。

図表1-1-5 暮らし向きについての意識



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成15年）

(注) 1. 「一般世帯」とは、「母子世帯」及び「高齢者世帯」を含む全世帯の数値である。

2. 「母子世帯」は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。

あることから、3歳未満の児童を監護している場合や障害を有する場合など自立が困難な母子家庭に配慮しながら、手当の受給期間が5年を超える場合には、それ以後、手当を一部減額する制度が導入された（この制度の導入により受給者が実際に一部減額されることとなるのは平成20年度からである。）。

⑤国及び地方公共団体における総合的な自立支援体制の整備

母子家庭等の自立を図るためには、生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的、計画的に推進することが不可欠であることから、厚生労働大臣は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（基本方針）を定めること、実際に母子家庭等施策を実施する都道府県、市及び福祉事務所設置町村においても、基本方針に即して、母子家庭及び寡婦自立促進計画を定めることができることが規定された。

2 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の制定

(1) 経緯

前述のとおり、母子家庭の母については、生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった総合的な自立支援策を実施するために、母子及び寡婦福祉法などの関連法律が改正され、児童扶養手当については、支給開始から一定期間を経過した場合等における一部減額措置が導入されることとなった。こうした中で、その就業を確保することが従前にも増して強く求められているところであるが、我が国の昨今の経済情勢は非常に厳しく、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない母子家庭の母は、就業面で一層不利な状況に置かれており、その生活も厳しいものとなっている。

こうした状況に対処するため、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法が平成15（2003）年7月17日に成立（平成15年法律第126号）し、平成15（2003）年8月11日から施行された。なお、同法は平成20（2008）年3月末までの時限立法となっている。

(2) 概要

特別措置法の概要は、次のとおりである。

①母子家庭の母の就業支援策の充実

平成20（2008）年3月末までの期間（以下「対象期間」という。）に係る母子及び寡婦福祉法の基本方針については、母子家庭の母の就業に関する状況を踏まえ、その就業の支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと、厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、基本方針において母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策の充実が図られるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこと、母子及び寡婦福祉法の自立促進計画を策定する都道府県等は、対象期間に係る自立促進計画については、基本方針に即し、母子家庭の母の就業の支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないことが規定された。

(2) 概要

地方自治法施行令の一部改正によって、随意契約の方法により契約を締結することができる場合の見直し（地方自治法施行令第167条の2第1項関係）が行われ、随意契約の方法により契約を締結することができる場合として、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするときに規定された。

これによって、当該母子福祉団体から役務の提供を受ける契約をするときは、一般競争入札や指名競争入札ではなく、随意契約の方法により契約を締結することができることとなった。例えば、清掃業務の委託契約等が対象となる。